

企業経営情報

REPORT

Available Information Report for Corporate Management

2017

10

経営

回復基調が続いている国内景気 統計データによる 2017 年経済特性

- ① 2017 年 日本経済の推移
- ② 景気回復を示す地域別の景況判断と雇用情勢
- ③ 「売り手」優勢が続く労働市場
- ④ 安倍政権下における主な経済成果・効果

1 | 2017 年 日本経済の推移

アベノミクスという言葉が生まれてから5年が経過しようとしています。長期にわたるデフレ時代からの脱却を目指し、各種金融政策が打ち出されている昨今、2017年はターニングポイントともいわれています。

このレポートでは、2017年の地域別経済動向や雇用状況等の動向をまとめていますので貴社の経営判断にお役立ていただければ幸いです。

政府発表は「緩やかな回復基調」

2017年9月25日に内閣府が発表した「月例経済報告」のなかで、「わが国経済の基調判断」は、下記のように述べられています。

～景気は、緩やかな回復基調が続いている。～

- 個人消費は、緩やかに持ち直している。実質総雇用者所得は緩やかに増加している。また、消費者マインドは持ち直している。
- 設備投資は、持ち直している。資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、持ち直している。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。
- 公共投資は、堅調に推移している。
- 鉱工業生産は、持ち直している。業種別にみると、輸送機械及びはん用・生産用・業務用機械は持ち直している。電子部品・デバイスは緩やかに増加している。
- 企業収益は、改善している。企業の業況判断は、改善している。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。
- 雇用情勢は、改善している。雇用者数はこのところ増加している。新規求人数はこのところ増加している。有効求人倍率は上昇している。賃金をみると、定期給与は持ち直している。現金給与総額は緩やかに増加している。

出典:内閣府 月例経済報告 2017年9月25日発表

また、同報告は、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。」として、昨年12月同様、景気回復の動きは下振れのリスクを抱えており、確実なものとはなっていない事を示唆しています。

政府施策の基本的な態度

2017 年 9 月の内閣府「月例経済報告」において、今後の経済政策の基本的態度として次の通り記載されています。デフレからの完全脱却に向けての施策が重点項目として挙げられています。

- ① 政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成 28 年（2016 年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」、「未来投資戦略 2017」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行する。
- ② 働き方改革については、3 月に決定した「働き方改革実行計画」に基づき、早期に関連法案を提出するとともに、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直しなどの法改正を早期に図る。
- ③ デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」及びそれを具体化する平成 28 年度第 2 次補正予算を円滑かつ着実に実施する。加えて、平成 29 年度予算を円滑かつ着実に実施する。
- ④ これらにより、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する。
- ⑤ 日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

出典：内閣府 月例経済報告 2017 年 9 月 25 日発表

GDP 成長率の推移と予測

2017 年 4～6 月期の GDP 成長率は、1 次速報値において、実質 1.0%と 6 四半期連続のプラス成長となりました。

世界的な景気回復の動きは国内経済にも波及し、GDP の成長率は、以下のように推移することが予測されています。

(単位：%)

	2014 年 (実績)	2015 年 (実績)	2016 年 (実績)	2017 年 (予測)	2018 年 (予測)
実質 GDP	▲0.5	1.3	1.3	1.7~1.8	1.1~1.5

出典：内閣府 四半期別 GDP 速報 2017 年 8 月 14 日発表

予測値は、シンクタンク各社より集計

4～6月期の実質 GDP 成長率は、大幅に加速しました。今後は反動により減速も見込まれますが、輸出の復調と内需の拡大が持続することにより、2017 年度の成長率は前年比＋1.7～1.8%まで高まると予想されています。

一方、2018 年度は、設備投資の拡大一巡などにより＋1.1～1.5%へ減速すると予測されています。これらの日本経済の動向をまとめると以下の通りです。

1. 17 年 4～6 月の実質 GDP は前期比 1.0%増

家計のマインドが上向き、個人消費は前期比 0.9%増と高い伸びを示した。設備投資は 2.4%増と 8 四半期連続で増加している。一方で、輸出はアジア向け電子部品の増勢一服で 4 四半期ぶりのマイナスとなり、輸出から輸入を差し引いた純輸出は実質成長率を 0.3 ポイント押し下げた。

2. 世界的な景気回復が波及してきたが、今後の景気回復ペースは緩やか

個人消費と設備投資を中心に内需の伸びが高まるなど、世界経済の回復が国内景気にも波及してきた。今後も好調な企業収益を背景に設備投資は堅調に推移することが予測される。輸出は足元で増勢一服となっているが、米国に続いて欧州経済も上向いてきたことから、徐々に回復の勢いを取り戻すとみられる。一方で、賃金は依然として伸び悩んでおり、今後の個人消費はやや鈍化する可能性がある。

日本経済はこの先も回復基調を維持するものと思われるが、そのペースは緩やかにとどまると予想される。

3. 実質成長率は 17 年度 1.7～1.8%、18 年度 1.1～1.5%と予測

17 年度の実質成長率は 1.7～1.8%と予測されている。これは内需の回復ペースが想定を上回って推移していることが主因である。ただ、賃金上昇に弾みがないこともあり、民需主導による自律回復の動きが定着するまでには、なお時間を要するとみられる。

今後の景気回復ペースは鈍化する公算が大きく、18 年度の実質成長率は 1.1～1.5%と予測されている。

4. 物価上昇圧力は弱く、日銀は今後も現行の金融緩和策を継続

日銀は 17 年 7 月 19～20 日の金融政策決定会合で、金融政策の現状維持を決定した。個人消費が上向くなど国内経済は回復基調にあるものの、物価の動きが依然として弱いためである。黒田総裁も、「2%の物価安定の目標を実現するために、強力な金融緩和を粘り強く推進していく」と述べている。日銀は当面も現行の金融緩和策を維持する公算が大きいと考えられる。

出典:信金中央金庫 経済見通し(2017 年 8 月 16 日)を一部編集

2 | 景気回復を示す地域別の景況判断と雇用情勢

地域別の経済動向は、内閣府が四半期毎に公表している日本の各地域の経済動向を調査した「地域経済動向」と日本銀行が四半期毎に公表している「地域経済報告」があります。

内閣府の「地域経済動向」は、概況、分野別の動き、地域別の動向、主要指標、参考資料から構成されており、日本銀行の「地域経済報告」は、各地域の景気判断の概要、地域別金融経済概況、参考計表から構成されています。

日本銀行の「地域経済報告」は、現在、日本全国を北海道、東北、北陸、関東甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9地域に区分した上で地域毎の景況判断をしています。

地域別の景況判断

日本銀行による地域別の景況判断（景気の変化方向）は以下の通りです。

	【17/4月判断】	前回との比較	【17/7月判断】
北海道	緩やかに回復している		回復している
東北	緩やかな回復基調を続けている		緩やかな回復基調を続けている
北陸	緩やかに拡大している		緩やかに拡大している
関東甲信越	緩やかな回復基調を続けている		緩やかな拡大に転じつつある
東海	緩やかに拡大している		緩やかに拡大している
近畿	緩やかに回復している		緩やかな拡大基調にある
中国	緩やかに回復している		緩やかに拡大しつつある
四国	緩やかな回復を続けている		緩やかな回復を続けている
九州・沖縄	緩やかに回復している		地域や業種によってばらつきがみられるものの、緩やかに拡大している

出典：日本銀行 地域経済報告 2017年7月10日発表

日本銀行は、生産の増加や個人消費の改善、公共投資の進展を踏まえ、関東甲信越など5地域で景気判断を引き上げ、残り4地域を据え置きました。

関東甲信越以外で景気判断を引き上げたのは北海道、近畿、中国、九州・沖縄で、9地域のうち、景気判断に「拡大」という表現を用いたのは6地域で、2006年10月～2008年

1月の3地域を大きく上回り、地域経済報告が始まった2005年4月以来、最多となりました。

各地域の需要項目等別の判断

人口減少と地域経済縮小の悪循環を断ち、地方創生を実現することが我が国の大きな課題となっています。地方創生の推進には、地域特性に即した政策の実行とともに、地域の景気の現状を適切に把握することが必要となります。

以下は、日本銀行が示す各地域の需要項目等別の景況判断の中から本年4月から7月にかけて上向いている5地域を抜粋し、まとめました。

	公共施設	設備投資	個人消費	生産
北海道	昨夏の台風被害の復旧工事などから、増加基調を続けている	製造業を中心に、前年を大幅に上回り増加している	雇用・所得環境が着実に改善していることを背景に、回復している	道内建設需要や海外需要を背景に緩やかに持ち直している
関東甲信越	地方公共団体の予算の増額を背景に持ち直している	IT化を中心に増加している	家電、食品、自動車販売が堅調で底堅さを増している	機械、電子部品等が増加し、増加基調にある
近畿	新名神高速道路関連工事がピークを越えたことなどから減少している	工場や職場のIoT化等で増加基調にある	雇用・所得環境が改善するも、総じてみれば緩やかに増加している	自動車関連や建設用・鉱山用機械を中心に増加基調にある
中国	防災対策案件の増加を背景に、持ち直している	ロボット導入等の製造ラインの自動化投資等で緩やかに増加している	百貨店・スーパー売上高は、持ち直しの動きがみられ、底堅さを増している	自動車の生産好調及び自動車の電装化の進展を受けて緩やかに増加している
九州・沖縄	熊本地震の復旧工事の本格化や防衛関連大型工事等で全体として持ち直している	新規出店や工場新設のほか、既存店の改修工事等で緩やかに増加している	耐久財の買い替え需要の増加のほか、観光面も持ち直していることから、全体として回復している	旺盛な海外需要を背景に、高水準で推移している

出典：日本銀行 地域経済報告 2017年7月10日発表

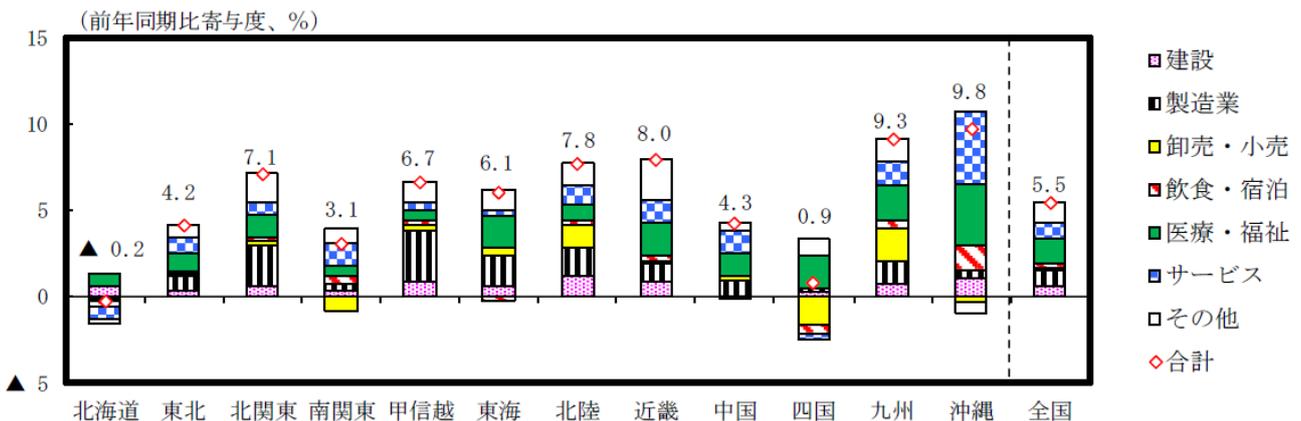
地域における雇用情勢の動き

内閣府が示す地域経済動向の中から 2017 年第 2 四半期の景況を「雇用」に焦点を当てると、以下のようにまとめることができます。

雇用情勢は着実に改善

- 雇用情勢について、2017 年 4～6 月期の有効求人倍率（就業地別・季節調整値）をみると、北海道（1.15→1.13）は低下したものの、その他の地域では上昇した。
- 新規求人数について、地域別にみた業種別寄与度をみると、医療・福祉、建設業は、全ての地域で増加した。
- 失業率をみると、北陸（前期差 0.3）、中国（同 0.2）等で上昇したが、四国（同▲0.5）、北関東（▲0.3）等で低下した。

■新規求人数の前年同期比産業別寄与度（2017 年 4～6 月期）



出典:内閣府政策統括官 地域経済動向 2017 年 8 月 31 日発表

今の雇用環境を 40 年前と比べると、ハローワークに提出される求人票の数と求職者数はともに増えています。特に大きく増えているのは、パート労働者数でバブル期にあたる 30 年前には 10% 台前半だったパート労働者の比率が今は 30% を上回っています。

正社員より賃金水準が低いパート労働者を中心に雇用が増えれば、全体的な賃金上昇圧力は高まりにくい構造になりますが、その結果、従業員 30 人以上の企業の現金給与総額（1 人あたり賃金）は 2016 年に 1% 増にとどまりました。

3 「売り手」優勢が続く労働市場

2017 年 8 月 8 日に総務省統計局が発表した「労働力調査」のなかで、「雇用状況」、「完全失業率」、「有効求人倍率」、「非労働力人口」に焦点を当て、以下の通りまとめています。

役員を除く雇用者

正規の職員・従業員は 3,422 万人と前年同期に比べ 44 万人増加し、10 期連続で増加しています。また、非正規の職員・従業員は 2,018 万人と同 21 万人増加し、20 期連続で増加しています。役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は 37.1%と前年同期と同率で推移している状況です。

		2017年 4～6月	対前年同期増減 (万人, ポイント)				
			2017年		2016年		
			4～6月	1～3月	10～12月	7～9月	4～6月
男女計	役員を除く雇用者	5441	66	51	90	83	89
	正規の職員・従業員	3422	44	47	62	29	51
	非正規の職員・従業員	2018	21	4	28	55	38
	パート・アルバイト	1391	19	17	18	48	31
	労働者派遣事業所の派遣社員	134	3	-3	-3	3	11
	契約社員	295	6	-8	5	-1	1
	嘱託	121	-6	-4	3	-2	3
	その他	76	-2	1	5	4	-10
割合 (%)	非正規の職員・従業員	37.1	0.0	-0.3	-0.2	0.4	0.0
男	役員を除く雇用者	2948	9	18	31	21	41
	正規の職員・従業員	2301	7	23	18	0	25
	非正規の職員・従業員	646	1	-5	14	21	16
女	役員を除く雇用者	2492	56	33	59	62	48
	正規の職員・従業員	1121	37	25	44	30	26
	非正規の職員・従業員	1371	19	8	14	33	21

出典:総務省労働局 労働力調査 2017年8月8日発表

男性の非正規の職員・従業員 (646 万人) のうち、現職の雇用形態について主な理由を「正規の職員・従業員の仕事がないから」とした者が、141 万人 (24.0%) と 7 万人減少しています。

一方、女性の非正規の職員・従業員 (1,371 万人) のうち、現職の雇用形態に就いた主な理由を「正規の職員・従業員の仕事がないから」とした者が 144 万人 (11.1%) と 8 万人減少しています。

男女ともに「正規の職員・従業員の仕事がないから」の割合、人数ともに減少傾向にあり、内閣府の見解である景気の「緩やかな回復基調」と比例していることがわかります。

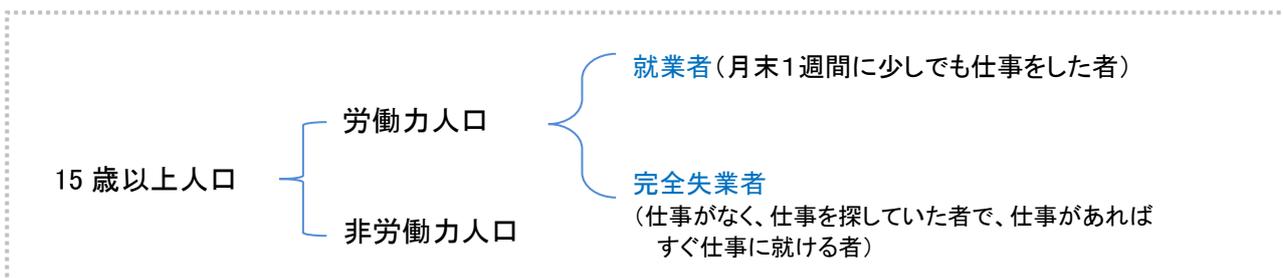
完全失業者と有効求人倍率の推移

完全失業者（200万人）のうち、「3ヶ月未満」が75万人と前年同期に比べ6万人減少し、「3ヶ月以上」が118万人と8万人減少しています。このうち「1年以上」は68万人と10万人減少しています。

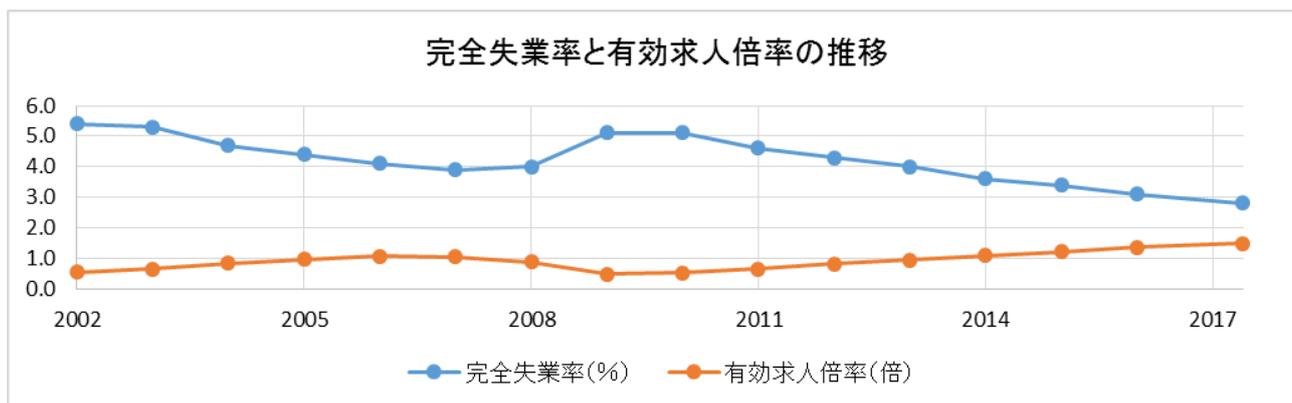
		2017年 4～6月	対前年同期増減（万人、ポイント）				
			2017年		2016年		
			4～6月	1～3月	10～12月	7～9月	4～6月
実数 (万人)	3か月未満	75	-6	-1	6	-9	-3
	3か月以上	118	-8	-18	-18	-5	-10
	3～6か月未満	29	6	-3	-5	-5	-8
	6か月～1年未満	21	-5	-2	-12	1	-5
	1年以上	68	-10	-12	-2	-2	4
割合（％）	1年以上	35.2	-2.5	-2.6	1.4	1.6	4.1

出典：総務省労働局 労働力調査 2017年8月8日発表

完全失業率とは、労働力人口（就業者と完全失業者の合計）に占める完全失業者の割合のことで、4月は完全失業率も2.8%と低く、雇用情勢は「売り手市場」の様相を強めています。



有効求人倍率は全国のハローワークで仕事を探す人1人あたり何件の求人があるかを示します。4月は2ヶ月連続で上昇し、バブル期で最も高かった90年7月の1.46倍を上回り1.48倍となりました。正社員の有効求人倍率は0.97倍で2004年に統計を取り始めて以来最高の値を示し、企業は長期の視点で人手を確保するため、正社員の求人を増やしています。



非労働力人口の実態

非労働力人口（4,350万人、前年同期に比べ60万人の減少）のうち、就業希望者（就業は希望しているものの求職活動をしていない者）は、372万人と前年同期に比べ8万人減少し、就業非希望者（就業を希望していない者）は3,891万人と59万人減少しています。このうち、「65歳以上」は2,623万人と24万人増加しています。以下は、就業希望の有無と非求職理由別非労働力人口の統計です。

	(万人)					
	男女計		男		女	
	実数	対前年同期増減	実数	対前年同期増減	実数	対前年同期増減
非労働力人口	4350	-60	1560	-3	2790	-57
就業希望者	372	-8	106	-6	266	-2
適当な仕事がありそうにない（以下5項目の合計）	102	-8	38	2	65	-9
近くに仕事がありそうにない	17	-1	7	1	10	-1
自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない	13	-3	6	-2	8	0
勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない	41	-6	10	1	31	-7
今の景気や季節では仕事がありそうにない	2	-3	1	-1	1	-1
その他	29	4	14	3	15	1
出産・育児のため	88	7	-	-	88	7
介護・看護のため	17	0	2	-2	14	1
健康上の理由のため	60	-5	24	-2	37	-2
その他	80	-7	34	-3	46	-4
就業内定者	84	7	40	8	44	-1
就業非希望者	3891	-59	1412	-7	2479	-53
うち65歳以上	2623	24	995	7	1628	17

出典：総務省労働局 労働力調査 2017年8月8日発表

非労働力人口とは・・・

- その国の満15歳以上の人口のうち、病気などの理由で就業できない者と就業能力があるにも関わらず働く意思がない者を合計した人口。
- 他方で労働力人口とは、仕事によって収入を得ている者、休業中の者、完全失業者を合計した人口である。アルバイトをしている学生やパートの主婦も労働力人口に含まれる。
- 具体的に非労働力人口は、ニートや定年後の高齢者などを指す。また、働きに出られない専業主婦も非労働力人口に含まれる。

就業希望者（372万人）のうち、「適当な仕事がありそうにない」とする者は102万人と前年同期に比べ8万人減少しています。このうち、「勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない」とする者が41万人と6万人の減少し、「自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない」とする者が13万人と3万人減少しています。また、「出産・育児のため」とする者は88万人と7万人増加し、子育て世帯は減少していますが、就業希望者が増加していることがわかります。

4 | 安倍政権下における主な経済成果・効果

アベノミクスにおける賃金関連施策

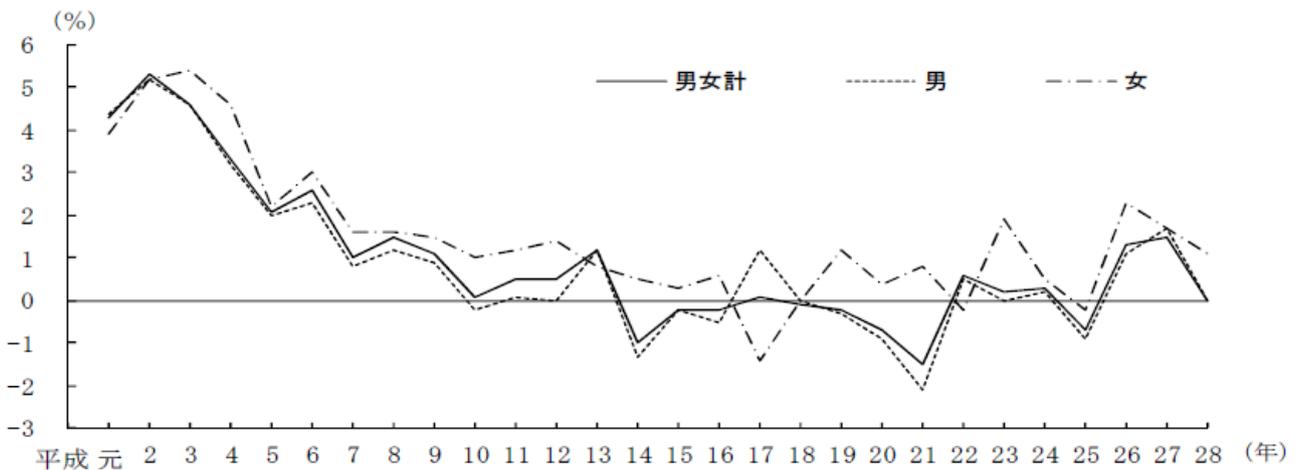
アベノミクスにおいては、「成長と分配の好循環」の実現を通じたデフレ脱却に向け、賃金の引上げに関する取り組みを継続的に進めてきました。具体的には、政労使会議の開催による賃金改定交渉に向けた社会・経済情勢のコンセンサス醸成や、最低賃金の継続的な引上げを進めるとともに、予算措置を伴った様々な事業等を展開した結果、一定の成果が見られます。以下に、2013 年以降の賃金関連施策の中で重点施策となっている最低賃金の引上げや「所得拡大促進税制」などを成果としてまとめています。

事業名	概要	主な成果・効果										
最低賃金 引上げ	最低賃金については「年率 3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す」との方針のもと、5 年連続で大きく上昇	全国加重平均（前年度比） 13 年度 764 円（+15 円） 14 年度 780 円（+16 円） 15 年度 798 円（+18 円） 16 年度 823 円（+25 円） 17 年度 848 円（+25 円）										
所得拡大 促進税制	給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、原則 10%の税額控除を認める	消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現を目指す										
保育士の 処遇改善	保育士の処遇改善に向け、新たな加算及び人事院勧告に準拠した委託費の増額等により人件費充当額を引き上げ	17 年度は、副主任保育士や職務分野別リーダー等を創設し、キャリアパスに応じた人件費配分が期待										
介護職員の 処遇改善	2012 年度以降、介護職員処遇改善加算を創設。以降も更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを行う事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行う区分を創設	17 年度は、処遇改善加算 I ~ V を設定 処遇改善加算 I で月額 37,000 円相当										
公共工事設計 労務単価の引 上げ	技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映し、必要な法定福利費相当額も反映（毎年 3 月前後に改定）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 年度 15,175 円</td> <td>+15.1%</td> </tr> <tr> <td>14 年度 16,190 円</td> <td>+7.1%</td> </tr> <tr> <td>15 年度 16,678 円</td> <td>+4.2%</td> </tr> <tr> <td>16 年度 17,704 円</td> <td>+4.9%</td> </tr> </tbody> </table>	単価	増加率	13 年度 15,175 円	+15.1%	14 年度 16,190 円	+7.1%	15 年度 16,678 円	+4.2%	16 年度 17,704 円	+4.9%
単価	増加率											
13 年度 15,175 円	+15.1%											
14 年度 16,190 円	+7.1%											
15 年度 16,678 円	+4.2%											
16 年度 17,704 円	+4.9%											

男女間の賃金格差はやや縮小された

2016年の月額賃金は、男女平均304.0千円(年齢42.2歳、勤続11.9年)、男性335.2千円(年齢43.0歳、勤続13.3年)、女性244.6千円(年齢40.7歳、勤続9.3年)となりました。また、賃金を前年と比べると、男女計及び男性では0.0%と同水準、女性では1.1%増加となっています。女性の賃金は過去最高となっており、男女間賃金格差(男性=100)は過去最小の73.0となっています。

■性別賃金の対前年増減率の推移



出典:厚生労働省 平成28年賃金構造基本統計調査

■性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差の推移

年	男女計		男		女		男女間賃金格差(男=100)
	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	
平成9年	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1
10	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9
11	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6
12	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5
13	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3
14	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5
15	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8
16	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6
17	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9
18	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9
19	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9
20	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8
21	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8
22	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3
23	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6
24	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9
25	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3
26	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2
27	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2
28	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0
平成28年 年齢(歳)	42.2		43.0		40.7		
勤続年数(年)	11.9		13.3		9.3		

出典:厚生労働省 平成28年賃金構造基本統計調査

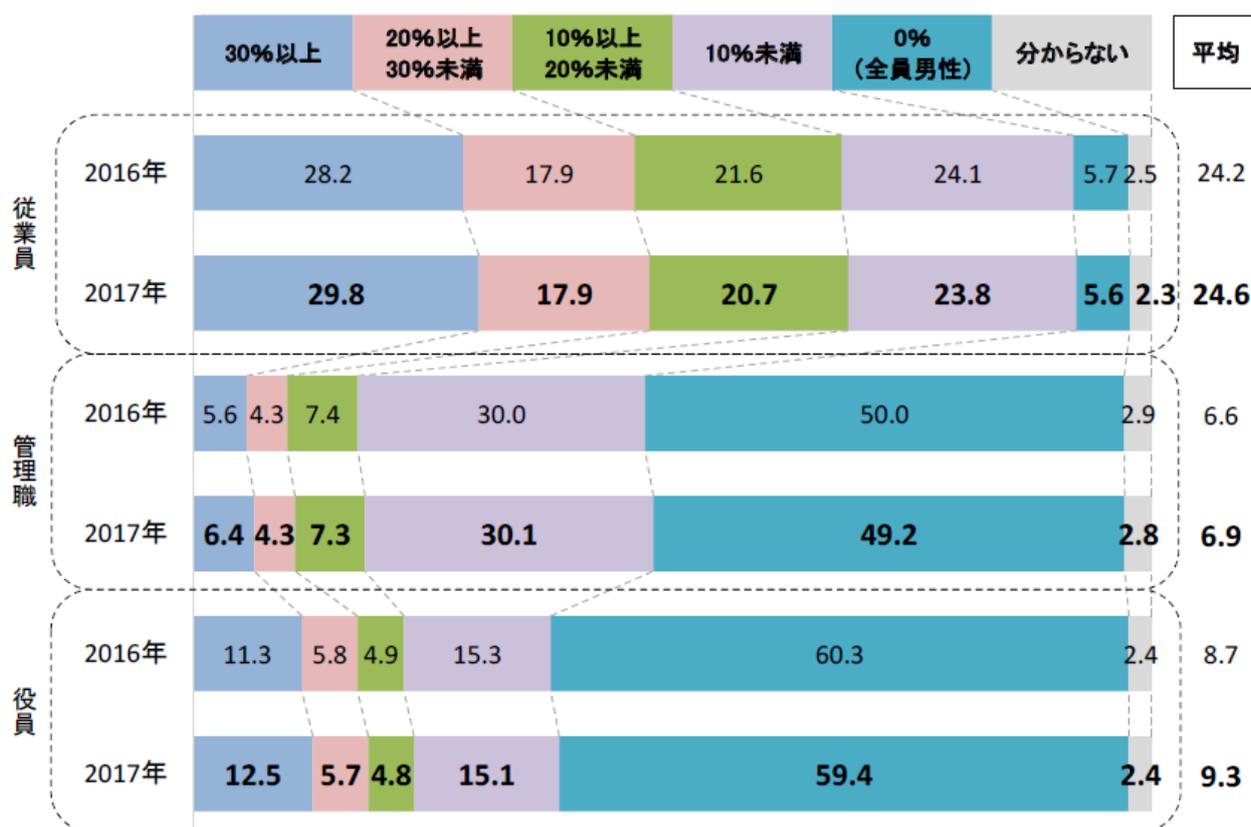
女性従業員の割合はさらなる上昇が期待される

2017年の帝国データバンクによるリサーチによると、自社の従業員に占める女性の割合が「30%以上」が29.8%と前年と比べ1.6ポイント上昇しました。また、女性従業員割合が10%に満たない企業は、29.4%と前年と比べて0.4ポイント低下しています。全従業員に占める女性従業員の割合は、24.6%と前年に比べ0.4ポイント上昇しています。

他方、自社の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合では、「30%以上」とする企業は6.4%にとどまったものの、前年の5.6%より0.8ポイント上昇しています。

しかし、管理職の全員が男性という企業も半数近くあり、結果、女性管理職割合は全体で6.9%と2016年より0.3ポイントの微増となっています。

■女性の割合



出典:帝国データバンク 女性登用に対する企業の意識調査 2017年8月15日発表

日本の女性の就業率は欧米に比べ、まだまだ低く、管理職に占める割合も1割に満たず欧米の3～4割を大幅に下回っています。安倍内閣は成長戦略の柱の1つに女性の活躍推進を掲げ、2020年に女性の管理職比率30%を目指しています。

労働力人口が減少していく中で、女性労働力を確保することは非常に重要となっています。したがって、女性労働力の確保に向けた一層の取り組みが期待されます。

■参考文献

『月例経済報告 2017 年 9 月 25 日』内閣府

『四半期別 GDP 速報 2017 年 8 月 14 日』内閣府

『経済見通し 2017 年 8 月 16 日』信金中央金庫

『地域経済動向 2017 年 8 月 31 日』内閣府政策統括官

『地域経済報告～さくらレポート～2017 年 7 月 10 日』日本銀行

『～アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算～』内閣府政策統括官

『女性登用に対する企業の意識調査 2017 年 8 月 15 日』株式会社 帝国データバンク

『平成 28 年賃金構造基本統計調査』厚生労働省

企業経営情報レポート

回復基調が続いている国内景気 統計データによる 2017 年経済特性

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。